所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告 下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する 法律(令和元年法律第15号)第17条の規定により、所有者等の探索、所有者 等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和7年11月4日

高松法務局観音寺支局 登記官 野 村 和 秀

記

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
4702-2025-0089	観音寺市大野原町萩原字寺下乙5番